

## 近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ

### ——埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ——

原由美子

#### 解題

前稿「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅰ」では、埼玉県下の県・郡・市町村の文書保存の代表的規則等を紹介した。本稿では、さらに文書保存整理の中心である分類に関する資料に焦点をしぼり、一埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ——として、本県行政文書の部類別の種別（保存年限別）標準を紹介する。

県行政文書とは、行政体としての県が、その事務執行過程において作成、整理保存してきたものである。すなわち、県という組織の歴史的所産である公文書は、その歴史を反映している。近代において、地方行政を担当した府県の位置は、現在の府県と多少異なる。すなわち、現代と比較して、近代の府県は国の出先機関的要素を非常に強く持っている。地方の組織についても、国の法令によつて、具体的に規定されている。明治四年の県治条例、八年の府県職制、十一年の府県職制に始まり、十八年の内閣制の施行後は、同制施行を受けた翌十九年七月の地方官官制（勅令第五四号）がそれである。この地方

官官制が、その後も引き続いて地方の組織の基本法令となつてゐる。

埼玉県の場合、文書の本格的分類整理が行われたのは、前稿でも概述した様に、明治二十九年から三十二年にかけてのことであり、二十九年には、知事官房及び内務部の文書に対して初めて文書保存規則を定めた。その全文は、前稿で紹介したところである。その中には勿論文書分類についての要件も含んでゐる。その中から、分類の大項目である「部名」を抽出してみると次のようになる。付してある番号は、類別表での順序を示し、太字は前の規則と比較して変更のある部である。

明治二十九年一月（施行）

<sup>1</sup>官房部、<sup>2</sup>會議部、<sup>3</sup>地方財務部、<sup>4</sup>庶務部、<sup>5</sup>土木部、<sup>6</sup>地理部、<sup>7</sup>学務部、<sup>8</sup>勧業部、<sup>9</sup>兵事部、<sup>10</sup>社寺戸籍部、<sup>11</sup>國費部、<sup>12</sup>地方費部、<sup>13</sup>用度部

明治三十年一月（改正）

<sup>1</sup>官房部、<sup>2</sup>県治部、<sup>3</sup>庶務部、<sup>4</sup>土木部、<sup>5</sup>地理部、<sup>6</sup>学務部、<sup>7</sup>兵事部、<sup>8</sup>地方費部、<sup>9</sup>用度部

<sup>8</sup> 社寺戸籍部、<sup>9</sup> 国費部、<sup>10</sup> 地方費部、<sup>11</sup> 用度部、<sup>12</sup> 農務部、<sup>13</sup> 商工務部

明治三十二年十月（改正施行）

<sup>1</sup>

<sup>7</sup> 官房部、<sup>2</sup> 県治部、<sup>3</sup> 兵事部、<sup>4</sup> 社寺戸籍部、<sup>5</sup> 土木部、<sup>6</sup> 地理部、  
学務部、農務部、商工務部、國費部、地方費部

二十九年から三十二年というわずか四年の間に、分類の大項目で

ある部にもいくつかの変更がある。三十年には、会議部と地方財務部が合体して県治部となり、勧業部が農務部と商工務部に分かれ、用度部の後に置かれている。三十二年には、庶務部が官房部に吸収され、農務部と商工部が国費部の前に置かれている。

これらの改正は、どのような事由によるものであろうか。そこで問題となってくるのが、当時の県の組織の変遷との関連である。当時の県の組織の根拠となつたのは、前述の地方官官制である。地方官官制は、十九年七月の制定以来度々改正され、文書大整理着手時には、二十六年十月改正のものによっている。この時の地方官官制では、県には知事官房及び内務、警察、収税、監獄の四部署を置き、内務部については、第一～四の四課を置くことを定め、各課の事務分掌を具体的に定めている。

一方、この地方官官制を受けた埼玉県の対応についてみてみると、同年十二月には、分課規程を改正している。それによれば、地方官官制どおりに、知事官房及び四部署を置き、内務部には第一～四の四課を置いている。事務の分掌については、各課に二～四の主任を置き、事務をさらに細分し、それぞれの主任ごとにその分掌を地方

官官制よりさらに細かく規定している。この部課主任についてまとめてみると次のようになる。

明治二十六年十二月施行（分課規程 主任）

<sup>1</sup> 知事官房 文書、往復

内務部

第一課 <sup>2</sup> 会議、<sup>3</sup> 地方財務、<sup>4</sup> 庶務

第二課 <sup>5</sup> 土木、<sup>6</sup> 地理

第三課 <sup>7</sup> 学務、<sup>8</sup> 勘業、<sup>9</sup> 兵事、<sup>10</sup> 社寺戸籍

第四課 <sup>11</sup> 国費、<sup>12</sup> 地方費、<sup>13</sup> 用度

（明九九〇 職制）

明治三十年三月施行（埼玉県庁処務細則 主任）

<sup>1</sup> 知事官房 文書、往復

内務部

第一課 <sup>2</sup> 県治、<sup>3</sup> 庶務

第二課 <sup>4</sup> 土木、<sup>5</sup> 地理

第三課 <sup>6</sup> 学務、<sup>7</sup> 兵事、<sup>8</sup> 社寺戸籍

第四課 <sup>9</sup> 国費、<sup>10</sup> 地方費、<sup>11</sup> 用度

第五課 <sup>12</sup> 農務、<sup>13</sup> 商工務

（明一九二七 職制）

<sup>1</sup> 知事官房 文書、往復  
第一課 県治、兵事、<sup>4</sup> 社寺戸籍

第二課 土木、地理<sup>5</sup>  
 第三課 学務<sup>7</sup>  
 第四課 農務、商工務<sup>8</sup>  
 第五課 国費、地方費<sup>9</sup>  
<sup>10</sup><sup>11</sup>

(明一九四三 職制)

これを前述の部名と比較してみると、知事官房を除いて、第一課の主任名と文書分類の部名が一致していることが分かる。知事官房は直轄組織であるが、組織としての規模は小さく、各課と同じ位の規模であることから、知事官房の官房を取つて部名としたものと思われる。主任名に付した数字は、文書分類における順序との対照のため付したものである。このように文書分類の部は組織の順序ともすべて合致している。

文書分類の基本が作られた二十九～三十年にかけての県の課名はナンバー課であり、課名だけでは分掌事務が全く不明である。その上同一課名であっても、時期によって分掌事務が全く違う場合もある。たとえば、明治三十年の第四課（国費、地方費、用度）、三十二年の第四課（農務、商工務）、三十年の第五課（国費、地方費）、三十二年の第五課（国費、地方費）といった具合である。このように、当時の課名は文書の分類項目としては不適当であった。このような状況から、文書分類項目決定にあたっては直接組織分類とせずに、部類別分類に主任分類を探りいたのである。

組織の改正は、その後も度々行われ、三十八年には内務課、土木

課といった分掌を総称する課名が付けられるようになつたが、分類項目の変更には及んでいない。これら部名及び類名の変遷と組織との関連は次稿に譲りたい。なお本稿紹介の類別標準には一部四十一年のものがあるので、三十二年以降の明治期の部課変更を参考までに次のようにまとめた。

(明治三十八年四月（埼玉県厅処務細則 課）

知事官房

第一部	内務、土木、会計
第二部	学務、兵事、社寺
第三部	農務、商工、蚕糸
第四部	警務、保安、衛生

(明治四十年七月改正（埼玉県厅処務細則 係）

知事官房	秘書 文書	
内務部	地方課 土木課 会計課	議事、兵事、庶務 工務、土工、營繕
勤業課	学務課	国費、県費 学事、視学
兵事課		

(明一〇〇〇 職制)

明治二十九年及び三十年の文書保存規則では、部類ごとの内容が目として明示されている。しかし、三十二年には、目に代わって部類ごとに、保存種別に分類すべき文書の標準が定められることとなつた。これが本稿紹介の文書類別標準（種別標準）であり、現在残されている最も古いものを資料として収録した。

文書保存規則第七条によれば、文書主務課は、知事官房と合議の上、あらかじめ種別標準を定めて、決裁を受けるよう定めている。この第七条を受けて、各課から出された種別標準（類別標準）は、知事官房の文書として保存整理され、現在「官房部 雜款（編纂関係書類）」（請求番号明一九五二）の中に編綴されている。これらの標準は各課ごとに様々な体裁をとっているが、本稿所載にあたっては、比較の便等も考慮して、同一の表の形にして収録した。なお、各部の配列は、三十二年の文書類別表の順とした。以下、部ごとに順を追つて文書類別（種別）標準の特色を考察して解題としたい。

官房部の標準は、三十二年九月の「官房ニ属スル文書種別ノ標準及細目表」の伺文書から所載した。体裁は、本書掲載の標準と同様の表の形であり、野紙に記載されている。文書の概要是、二十九年の類目と比較して、多少詳しきなつた程度である。第三種（一年保存）については「第一・二種ニ属セサルモノ」ということで、具体的な保存文書についての記述はない。

県治部の標準は、三十二年十月の第一課の伺文書である。表の体裁をとらずに、各種別ごとに、類ごとの文書の概要が類の順に記載

されている。本稿には、これを表の形に編成し直して収録した。二十九年、三十年の類目と比較して、かなり詳しい具体的文書の概要が記述され、種別により文書の違いも明確にされている。

兵事部の標準は、「兵事部ニ属スル各類ノ標準細目表」として、三十二年六月第一課から知事官房に通知されたものである。本稿掲載と同様の表の形式で野紙に記載されている。二十九年の類目と比較すると、文書の概要が具体的に明記されており、保存年限種別による、文書の差も明確に記述されている。

社寺戸籍部の標準は、「社寺戸籍部ニ属スル文書ノ種別及細目表」として、三十二年九月第一課から知事官房に通牒されたものである。兵事部と同様の表の体裁で野紙に記載されている。種別については、大略文書の具体的概要が記載されているが、第三種（一年保存）文書の欄には、「一時限ノ往復」という一般的表記だけであり、具体的文書の記述がないものも多い。

土木部と地理部の標準は、三十二年のものが現存していないため、四十一年七月の土木課の「文書類別標準表」の指定伺から収録した。三十二年の標準の多くが「種別標準」となつていて、ここでは類別標準となつていて、土木部文書は種別による文書の概要が明記されている。地理部の標準は、第二種文書の記載がほとんどなく、第三種文書については全類名を一括して記載している。文書の概要是、二十九年の類目より多少詳しい程度である。

学務部の標準は、三十二年九月の第三課の伺から収録した。体裁

は表の形をとつており、「学務部文書保存標準」と称している。二十九年の類目と比較して、かなり具体的で、文書の内容と種類が明確に記述されている。その結果、種別の文書の概要も明確になつてゐる。

農務部及び商工部の標準は、三十二年のものが現存していないため、四十一年八月の内務部勧業課から知事官房への通知文書から収録した。「文書類別標準」と称し、表の形式はとらず、種別に各類ごとの文書の概要が列記されているが、本稿には表に編成して収録した。二十九年、三十年の類目と比較して、文書の内容及び種類が具体的に明示されており、保存種別による違いも明確に記載されている。

国費部、地方費部の標準は、三十二年九月、第五課長から知事官房へ送付された「文書ノ種別標準」である。表の体裁となつており、單紙に記載されている。二十九年の類目と比較すると、文書の概要がより具体的に明示され、第一種（永久）、第二種（十年）の保存年限種別による文書の内容も明確になつてている。第三種（一年）文書についての具体的記述はない。

以上、各部文書の類別標準の特色をみてきたわけであるが、各部あるいは時期によって、かなり精粗の差等がみられる。その名称については、三十二年当初は種別標準と称されている場合が多く、類別標準、保存標準などとも称されている。四十一年の標準では、概して類別標準と称しており、大正期以降はすべて類別標準に統一さ

れている。そのため本稿では、文書類別標準とした。またその体裁は、三十二年のものは表の場合が多いが、四十一年のものは、ほとんどが表の形をとつてない。しかし、大正期以降は統一された表となつている。全体を一覧できるという利点が表形式にはあることも考慮して、全て表の形に編成して収録した。

これらの文書類別標準は、どのような文書が保存され、どのような文書が廃棄されてきたかが具体的に分かる資料である。文書の保存廃棄がすべて標準通りになされたとは限らないが、ある一時期の行政文書の大要は把握できる。なお、紙面の都合等もあり、四十年あるいは大正期の標準及びそれらと組織との関連については、別稿で紹介したい。

文書類別標準

類別 種別	官房部（明治三十二年）					現員定期報告	第一種（十年保存）	第二種（一年保存）
	官制	官紀	退官事由調査	知事更迭事務引継	定員及俸給定額ノ配置			
報告	褒賞	外事	儀式	恩給	勳章及褒章授与	官吏ノ兵役免除	官吏ノ商業願	（第一種ニ属セサルモノ）
					外国人取扱	官吏ノ忌服及除服	知事ノ管外出張	（以下各類亦同シ）
					行賞（寄附者行賞ヲ除ク）	官吏贈遺物受領	官吏受験ノ請暇	
					行賞申	郡長及郡書記ノ管外出張		
					県報ニ關スル契約 県令件名簿			
					内務省報告回議簿			
					県報号外回議簿 内務省報告合議簿			

		記録	
		第一種総目録 第一種類別目録 文書引継目録	
		統計書	
類別	往復	統計	記録
種別	電信符号	統計書	第一種総目録 第一種類別目録 文書引継目録
県制	雜款	以上各類ニ属セサル文書ニシテ規則第三条ニ当ルモノ	文書廃棄同
郡制	縣治部(明治三十二年)	以上各類ニ属セサル文書ニシテ規則第四条ニ当ルモノ	第二種総目録 第二種類別目録
郡役所位置	第一種(永久保存)	第一種(十年保存)	統計材料及印刷原稿
県会議員選挙ニ関スル重要書類	第二種(十年保存)	第二種(一年保存)	文書件数表
県会議員選挙ニ関スル書類	第三種(一年保存)	第三種(一年保存)	收受及発送原簿
県会議員選挙ニ関スル書類	ノ	ノ	文書件数表
県会議員選挙ニ関スル重要書類	ノ	ノ	文書件数表
郡会ニ関スル県令訓令告示並内務省通牒各郡長へ通牒	ノ	ノ	文書件数表
郡会ニ関スル疑義問合セ指令(但、永久保存ノ必要ア ルモノ)	ノ	ノ	文書件数表
郡疆域及名称変更	郡役所位置	郡会ニ関スル書類(永久保存ノ必要ナキモ ノ)	文書件数表
郡会議員選挙ニ関スル重要書類	郡会議員選挙ニ関スル書類(同上)	郡会議員選挙ニ関スル書類(同上)	文書件数表
郡制ニ関スル県令訓令告示並内務省通牒各郡長へ通牒	郡制ニ関スル各郡長往復書類(同上)	郡制ニ関スル各郡長往復書類(同上)	文書件数表
郡会ニ関スル疑義問合セ指令(但、永久保存ノ必要ア ルモノ)	郡参事会補充員選挙結果	郡参事会決議並諮詢答申	文書件数表
町村疆域及名称変更	町村役場位置変更	郡会ニ関スル書類(永久保存ノ必要ナキモ ノ)	文書件数表
町村条例	郡名譽職參事会員選任	郡会ニ関スル書類(但、一時ノ必要ニ止マ ルモノ)	文書件数表
町村吏員就職	町村吏員退職	郡会ニ関スル書類(同上)	文書件数表
町村制ニ関シ各郡長へ往復文書(永久保存 ノ必要ナキモノ)	町村制ニ関シ各郡長往復文書	郡制ニ関スル各郡長往復書類(同上)	文書件数表
町村役場移転	町村役場移転	郡制ニ関スル各郡長往復書類(同上)	文書件数表

				町村制	町村組合ニ閑スル重要書類 町村行政監督ニ閑スル重要書類 町村役場焼失 町村制ニ閑スル内務省通牒各郡長へ通牒 町村制ニ閑スル県令訓令告示 町村制ニ閑スル疑義問合セ指令(但、永久保存ノ必要ア ルモノ)
郡 費	郡費予算、決算、給与	罹災救助	県 税	帝国議会	普通水利組合規約認可 水害予防組合 存続会 要書類 普通組合ニ閑スル内務省通牒訓令各郡長へ通牒並ニ重 要アルモノ) 衆議院議員選挙ニ閑スル重要書類 衆議院議員選挙投票所管理者指定認可 貴族院議員互選ニ閑スル重要書類
	同上	罹災救助基金取扱手続 り 給与ニ閑スル重要書類 罹災救助基金法ニ閑スル内務大蔵兩省訓令通牒	同上	通常予算並臨時予算 賦課徵収 精算 給与、寄附	衆議院選挙ニ閑シ各郡長往復文書(永久保 存ノ必要ナモノ) 衆議院議員選挙人名簿謄本 県税予算流用増額指令並予算材料 同上 郡長往復文書 賦課徵収給与ニ閑スル往復文書
	同上	同上 各郡長へ通牒			普通水利組合ニ閑スル郡長往復文書(但、 永久保存ノ必要ナキモノ) 一時ノ必要ニ止マルモノ 水害予防組合ニ閑スル 同上(同) 存続会ニ閑スル 同上(同) 存続会ニ閑スル 同上(同) 存続会ニ閑スル 同上(同)
	予算、決算、給与、賦課徵収ニ閑スル往復文書	予算決算給与賦課徵収ニ閑スル往復文書			町村行政監督ニ閑スル文書(同上)

統計	報告	資本金 慈惠救済	救恤	財産	組合費 公共	町村税	同上 ニ閑スル内務省通牒各郡長へ通牒	予算、決算、給与、賦課徴収 二閑スル往復	(但、一時ノ必要に止マルモノ)
同上 統計ニ閑スル内務省通牒各郡長へ通牒	○ 各種報告第二種ニ編入  県税、郡費、町村税、公共組合費	予算、決算 同上 ニ閑スル内務省通牒各郡長へ通牒 寄附金募集委員嘱託	救恤 棄児	郡有財産 町村有財産	同上 ニ閑スル内務省通牒各郡長へ通牒	予算、決算、給与、賦課徴収 二閑スル往復	文書	予算、決算、給与、賦課徴収二閑スル往復	(但、一時ノ必要に止マルモノ)
		○ 各種報告第二種ニ編入  棄児並養育費報告集	救護及埋葬 救恤 棄児	県有財産調査材料並郡有財産調査書、町村有 財産調査書(但、永久保存ノ必要ナキモノ)	文書	文書	文書	文書	文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)
		○ 各種報告第二種ニ編入  棄児並養育費報告集	救護及埋葬 救恤 棄児	県有財産、郡有財産、町村有財産ニ対シ往 復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)	文書	文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)	文書	文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)	文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)

徵發		召募		召集		徵兵		兵制		兵事部 (明治三十二年)		雜款	
類別	種別	第一	種(永久保存)	第二	種(十年保存)	第三	種(一年保存)	第四	種(五年保存)	第五	種(一年保存)	第六	種(永久保存)
官吏恩給ニ関スル書類	重要復命書	在郷軍人願届文例	六週間現役兵取扱手続	在郷軍人及國民兵ニ関スル諸規定及之レニ属スル重要ノ通牒往復	六週間現役兵検査ニ関スル通牒往復	在郷軍人取扱ニ関スル通牒往復	在郷軍人身上ノ異動	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	官吏一時扶助料ニ関スル書類	官吏恩給ニ関スル書類	官吏一時賜金ニ関スル書類	町村行政監督ニ関スル復命書類	県会計検査復命書
官吏遺族扶助料書類	各類中ニ編入スルヲ得サル文書	徴兵事務取扱ニ関スル規定	六週間現役兵取扱手続	在郷軍人及國民兵ニ関スル諸規定及之レニ属スル重要ノ通牒往復	六週間現役兵検査ニ関スル通牒往復	在郷軍人取扱ニ関スル通牒往復	在郷軍人身上ノ異動	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	県税徵収状況申報書	県税徵収状況申報書	県税徵収状況申報書	県会計検査復命書	県会計検査復命書
各類中ニ編入スルヲ得サル輕易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	徴兵事務取扱ニ関スル規定	六週間現役兵取扱手続	在郷軍人及國民兵ニ関スル諸規定及之レニ属スル重要ノ通牒往復	六週間現役兵検査ニ関スル通牒往復	在郷軍人取扱ニ関スル通牒往復	在郷軍人身上ノ異動	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書
官吏恩給ニ関スル書類	重要復命書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	徴兵署事務員及徴兵參事員任命書類	徴兵署事務員及徴兵參事員任命書類	現役兵予備役編入ノ通牒	現役兵予備役編入ノ通牒	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	官吏恩給ニ関スル書類	官吏恩給ニ関スル書類	官吏恩給ニ関スル書類	町村行政監督ニ関スル復命書類	町村行政監督ニ関スル復命書類
官吏遺族扶助料書類	各類中ニ編入スルヲ得サル文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	徴兵署開設日割及徴兵表	徴兵署開設日割及徴兵表	在郷軍人身上ノ異動	在郷軍人身上ノ異動	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	官吏一時扶助料ニ関スル書類	官吏一時扶助料ニ関スル書類	官吏一時扶助料ニ関スル書類	町村行政監督ニ関スル復命書類	町村行政監督ニ関スル復命書類
各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	徴兵事務視察ニ関スル書類	徴兵事務視察ニ関スル書類	現役兵在宮中ノ成績徴兵失踪逃亡者所在発見報告及通牒往復	現役兵在宮中ノ成績徴兵失踪逃亡者所在発見報告及通牒往復	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書
各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	勤務演習教育召集補欠召集簡閱点呼ニ関スル令達及通牒往復	勤務演習教育召集補欠召集簡閱点呼ニ関スル令達及通牒往復	充員召集及國民兵召集ニ関スル一時ノ報告並ニ通牒往復書類	充員召集及國民兵召集ニ関スル一時ノ報告並ニ通牒往復書類	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書
各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	志願兵及志願兵召集ニ関スル訓令告示及通牒往復書	志願兵及志願兵召集ニ関スル訓令告示及通牒往復書	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書
各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	徴兵履入ニ関スル書類	徴兵履入ニ関スル書類	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書
各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	充員召集及國民兵召集事務ニ関スル規定	充員召集及國民兵召集ニ関スル通牒往復	徴兵履入ニ関スル書類	徴兵履入ニ関スル書類	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	志願兵及諸生徒身上ノ異動報告	右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書(永久保存ノ必要ナキモノ)	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書	各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書

			衛生部傭人及雇員ニ閑スル規定					
			扶助料請求書軍人軍屬恩給扶助料請求ニ閑スル重要ノ書類					
		恩賞	扶助料ヲ受クヘキ者ノ通牒往復 勲章從軍記章持受者犯罪処分ニ閑スル具申書類					
	社寺	雜款	徴兵慰労会規約書 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第三条ニ該當ノモノ					
		社寺戸籍部(明治三十二年)	借上馬匹ニ閑スル通牒往復 衛生部傭員雇入ニ閑スル通牒往復					
		第一種(永久保存)	扶助料ヲ受クヘキ者ノ通牒往復 恩給証書及賜金辞令伝達ニ閑スル書類					
		第二種(十年保存)	賜金願ニ閑スル書類					
		第三種(一年保存)	勲章及從軍記章伝達書					
			徴兵慰労会ニ閑スル通牒往復 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第四条ニ該當ノモノ					
			演習行軍ニ閑スル通牒往復 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ一時限リノ通牒往復					
			他ノ類ニ属セサル文書ニシテ一時限リノ通牒往復					
			官幣社ノ風火災 官幣社臨時營繕費支出 官幣社明細図書ノ異動 官幣社ノ祭事 県社以下ノ社格社名及祭事変更 神社寺院仏堂等ノ創立及ヒ移転廢合 祖靈社分社遷移所講社ノ興廢 招魂社建設移転廢合 神職取締規約 神職ノ資格 神社寺院仏堂ノ境内異動模様替 境内建碑 古社寺保存金下賜 宝物異動 文明十八年前ノ社寺建物調編人	官幣社建物修繕及処分 官幣社常用器具新調修繕及寄附物品 官幣社臨時祭 官幣社保存金及社入金 官幣社々務ノ分掌 明細帳ノ異動 建物ナキ遷移所ノ設定廢止 社寺仏堂廢合跡ノ建物処分 県社以下ノ神社寺院仏堂等ノ風火災 氏子檀信徒 什物祠堂金 県社以下神社及寺院仏堂ノ建物設置改廢 神職ノ定員及進退 神職住職ノ懲罰 出開帳 古社寺保存資金ノ増減	官幣社旅行忌服疾病休養願届等 住職ノ進退 境内一時使用 一時限ノ往復	恩給及扶助料ニ閑スル届書及報告書 勲章從軍章持受者異動 神職ノ旅行忌服疾病休養願届等 住職ノ進退 境内一時使用 一時限ノ往復	借上馬匹ニ閑スル通牒往復 衛生部傭員雇入ニ閑スル通牒往復	扶助料ヲ受クヘキ者ノ通牒往復 恩給証書及賜金辞令伝達ニ閑スル書類



官有地成 令達	地 籍 上地、寄附地、買取地、官属地、交換地及之ニ関スル	類別 種別	地理 部 (明治四十一年)	雜 款	身 上	統 計	特許事業	監督工事	水 量
				以上各類ニ編入シ得サル重要書類	土木履、道路及河川定工夫、水量看守人、使丁命免書	土木費總計表、水害表、軌道条例ニ依ル諸会社營業報 告、暴風雨被雪表、橋梁表、道路延長幅員勾配表	軌道条例ニ依ル特許事業、賃錢橋 渡船許可、収支決 算書類	土木工事ノ新設改築変更廃止等許可	水位日表、水量標
○	○	第一 種 (永久保存)	第二 種 (十年保存)	同上稍々輕易ナルモノ			同上取消及却下 同上收支決算書類	技術官派遣許可	同上不許可
○	○	第二 種 (一年保存)	第三 種 (一年保存)	工区勤怠表、土木雇命免、高水標視驗人変 更報告、堤塘雜草刈払報告、工区長事務引 継書、測量人夫賃旅費其他請求、器具送付 書類、測量器具器械公供及返納ニ関スル件 長官臨場願、其他郡役所工区他官衙通牒往 復ニシテ一時ノ供用ニ止マルモノ					同上却下願書類

願 訴訟及訴	統計	水車	陸地測量	土地收回用	收入金	盜誤伐	報告	離權	査定	官民有地	占用	貸下及使 用
願 官民有地査定、水面使用、水車設置ニ関スル訴訟及訴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					拾年以下ノ期限ヲ付シ許可ノモノ							

類別 種別	學務部(明治三十二年)	雜款		
		第一種(永久保存)	第二種(十年保存)	第三種(一年保存)
区域	町村立尋常小学校々數位置指定稟申 町村立尋常小学校々數位置変更稟申 町村学校組合設置廃止稟申 町村、町村学校組合区ノ分画及各区使用学校指定並廢止稟申	○	○	
学校	町村教育事務委託及委託ヲ止ムル稟申 教科ノ設置廃止加除稟申 随意教科ノ設置廃止稟申 教科ノ課程斟酌稟申 県立学校々地校舎体操場ノ新設増減廃止稟申 町村立小学校々地校舎体操場設備稟申 県立学校設置廃止稟申 小学校幼稚園図書館設置廃止稟申 私立学校幼稚園設置廃止稟申 諸学校設置廃止稟申 教育諸会設置廃止変更願 実業学校國庫補助	御影奉藏及複写稟請 勅語賛本交付 教科図書審査決定書 修業年限稟申 教則教科課程毎週教授時間稟申 師範學校長経同 同校予算材料 中學校長経同 同校予算材料 県立諸學校経同 諸学校及教育諸会費補助	開校廃校命名改称申報 教育諸会狀況報告 県立学校小使免役開申 県立学校長職員出張同	
生徒	公立学校教員職員任免進退 郡視学任免進退 教員職員ノ給料旅費 生徒取締及教養 授業料額規定及変更稟申	官立学校生徒薦舉及募集入退学 師範学校卒業生服務上申 学校編制及変更稟申 学齡兒童調		
	私立学校幼稚園図書館職員任免進退 教員職員配置稟申 教員年功加俸申報 服務報告	教員職員履歴二係ル往復 族籍氏名異動届		


農事二閑スル調主務大臣へ報告原議	同 檢査ニ閑スル文書（重要書類）	苗代設置ニ閑スル注意
農事ニ閑スル主務大臣ノ通牒（主要ノモノ）	農事ニ閑スル主務大臣へ報告原議	地主ト小作人保護其他公益事業ニ閑スル文書
水産ニ閑スル主務大臣水産局長ノ通牒（主要ノモノ）	水産ニ閑スル主務大臣水産局長ノ通牒（主要ノモノ）	原種子県農会へ交付ノ件
功労者表彰	同 各郡へ配付ノ件	栽培方法ノ件
水産ニ閑スル調主務大臣水産局長ノ通牒（主要ノモノ）	森林組合ニ閑スル件	麦黒穂予防ニ閑スル件
森林組合ニ閑スル件	保安林折伐認可	農作物収穫ノ注意ニ閑シ各郡通牒往復
監視人手当支給	県造林貯貸借契約	勤業事務観察嘱托ノ件
国有林野予約払下処分	保安林取締ニ閑スル文書	技術官派遣
保安林聯合業認可	保安林聯合業認可	建議書請願書
植樹奨励ニ閑スル件	公有社寺有林施業文書	協議会ニ閑スル文書
保安林編入解除	保安林編入解除	郡長諮詢會議事項
森林開墾取扱方各郡長へ通牒	森林開墾禁止及制限並解除ニ閑スル文書	農会農事報告
私有林野面積分級表	保安林現在表	農会通常総会決議事項報告
県造林事業概要比較表	保安林異動報告	各郡農会予算決算並ニ会務ノ状況報告
基本財産林調	基本財産林調	農作物状況報告
森林開墾統計調	森林開墾統計調	産業組合事業報告
私有林野生産ニ閑スル調	私有林野生産ニ閑スル調	郡町村農会ニ閑スル報告
森林開墾許可調	森林開墾許可調	栽培試験成績調報告
其他林業ニ閑スル調主務大臣並ニ山林局長へ報告原議	其他林業ニ閑スル調主務大臣並ニ山林局長ノ通牒	模範事業園芸事業調報告
林業ニ閑シ主務大臣並ニ山林局長ノ通牒	林業ニ閑シ郡役所税務署照復文書	移住証明
研伐願却下、保安林調査用標杭購入	漁業免許案	同 汽車汽船割引ニ閑スル文書
	漁業免許案	同 移住取締ニ閑スル文書
	漁業ニ閑スル報告	地方森林会役員推薦ニ閑スル文書
	林業講習講話ニ閑スル文書	林業講習講話ニ閑スル文書
	林業ニ閑シ郡役所税務署照復文書	林業ニ閑シ郡役所税務署照復文書
		賛本下附
		出張臨検日割
		各課照会
		勤務貯蓄団体其他廃止報告
		主任官技師派遣方副申
		各組合設立月日報告
		講話会開催ニ閑スル件
		其他各種類ヲ通シテ一時ノ供用ニ止マリモ

県令訓令告示告諭等及例規其他重要ノ通牒往復 技手及吏員ノ異動主務大臣へ報告 蚕病予防費補助指令 桑園増殖獎勵費指令 事務所敷地寄附ニ閔スル件 建議書ノ類	森林調査参考事項報告 森林担保ニ閔スル件 保安林施業ニ閔スル報告 森林苗圃移植区域踏査報告 森林組合状況調報告 林野所有別並ニ植栽表調報告 林野火入通牒 苗圃費送金 苗圃管理者賞与 漆剥漆溶ニ閔スル文書 森林苗圃被害報告 森林開墾願却下 樹苗下付済報告 苗圃地解約ニ閔スル文書 下付樹苗植栽済報告 森林管理委任ノ件 苗圃十年以内ノ借入契約 森林原野ニ閔スル調 公有社寺有林施業ニ閔スル文書（稍々輕易 ノモノ） 土地及水域使用其他森林法ニ依ル願届ニ閔 スル文書 其他他官衙各郡長稅務署照復文書（重要ノ モノ）
各組合事業報告 予算、追加予算、予算流用 協議会ニ閔スル件 復命書 蚕種寄附ニ閔スル件 蚕糸配付証明ニ閔スル件	知事養蚕巡視ニ閔スル書類 蚕病消毒日割報告 蚕病消毒実施報告 長官臨場願 臨檢視察報告 蚕種自家用蚕種届

象	會	業	絲
検査場新築増築 産馬組合定款変更	産業ニ関スル博覽会共進会品評会重要文書 産業ニ関スル博覽会共進会品評会主務大臣へ報告原議 測候所位置変更 観測所予報信号箇所建設 信号標式信号用語	産業ニ関スル博覽会共進会品評会重要文書 産業ニ関スル博覽会共進会品評会主務大臣へ報告原議 測候所位置変更 観測所予報信号箇所建設 信号標式信号用語	桑園増殖奨励ニ関スル件 各事務所蚕病予防成蹟報告 其他重要ノ書類
予算流用 獸疫毎週調査表、獸疫告示	敷地賃貸借契約 予算流用 協議会ニ関スル件 器械異動其他ニ関シ文部大臣中央氣象台長 へ上申 信号柱改設工事ニ関スル件 氣象報告 降雹区域取調報告 雨量取調報告 氣象觀測成蹟報告	各種共進会品評会開催ニ関スル文書	桑園増殖奨励ニ関スル件 各事務所蚕病予防成蹟報告 其他重要ノ書類 桑園増殖奨励ニ関スル件 製糸業ニ関スル件 生繭殺蛹乾燥場設置補助申請ニ関スル書類 消耗品受入報告 検査破損器具其他調 異動調査検査成蹟処務功程報告 旅費請求ニ関スル照復 吏員書記病氣届 臨檢簿 吏員勤務報告 講習生募集 他府県照復書類 蚕業講習講話ニ関スル件 蚕糸製造其他調
獸医及蹄鉄工移転開業廢業届↑二種より			殺蛹乾繭届 生糸製造其他異動届 物品購入同 消耗品受入報告 検査破損器具其他調 異動調査検査成蹟処務功程報告 旅費請求ニ関スル照復 吏員書記病氣届 臨檢簿 吏員勤務報告 講習生募集 他府県照復書類 蚕業講習講話ニ関スル件 蚕糸製造其他調

		検査員任命
		獣医蹄鉄工台帳調製ニ関スル件
		其他畜産ノ改良獎勵及衛生ニ関シ主務大臣馬政長官ノ 通牒（重要ノモノ）
		同上ニ関スル調主務大臣馬政局長へ報告原議
		同免許状下附願
		種牡馬證明書下附
		同検査施行ニ関シ各警察署へ通牒
		同消毒ニ関シ同上
		同検査場増設ニ関シ同上
		同検査日割同上
		同検査費支給ニ関スル件
		畜牛改良同盟会ニ関スル件各郡照復文書
		獸疫ニ関スル他官衛ノ報告
		病馬撲殺命令並ニ評価ニ関スル文書
		產馬獎勵及取締ニ関スル文書
		獸疫予防費請求ニ関スル文書
		種牡馬種牡牛検査費ニ関スル文書
		乗馬場設置ニ関スル意見各郡長照会
		軍用干草ニ関スル件
	蹄鉄工出張工場届	
	家畜被害調査ニ関スル文書	
	種牡馬検査場設備ニ関スル文書	
	馬匹去勢獎勵ニ関シ各郡長へ照会	
	去勢獎勵金請求ニ関シ同上	
	去勢用品代送金ニ関スル文書	
	家禽飼育獎勵ニ関スル件	
	馬匹共進会ニ関スル文書	
	去勢成蹟ニ関スル文書	
	去勢施行願	
	去勢施行報告	
	去勢調報告	
	種牡馬種牡牛検査報告	
	種牡馬交尾及產駒報告	

類別 種別	統計			
		雜款	主務省へ報告材料	以上各類中ニ編入シ得ザル文書
商工務部（明治四十一年）	第一種（永久保存）	以上各類中ニ編入シ得ザル文書	主務省へ報告材料	以上各類中ニ編入シ得ザル文書
県令訓令告示例規及重要ノ通牒往復 組合設立定款規約ニ関スル文書 鉱業試掘採掘願 其他一般商工業ニ関スル重要文書 度量衡製作修覆販完免許 度量衡身元保証金並ニ其引換願ニ関スル文書 同取締ニ関スル重要書類	第二種（十年保存）	組合役員選挙ニ関スル文書 同 設立移転解散届 同 経費予算並ニ徵收法認可 同 事業報告 同 予算決算報告 商業會議所事務要領報告 市場取引報告 予算流用	統計印刷及配付一件文書 諸調査報告及各郡照復ニ関スル文書 以上各類中ニ編入シ得ザル文書	以上ノ外農商務省馬政局各警察署照復其他 報告ニ関スル文書ニシテ數年間必要ノモノ 各郡報告統計材料
	第三種（一年保存）	長官臨場願 各銀行臨時休業届 商業會議所議員當選及退任報告 各組合役員同上 各組合總会開会届 公債券配報告 度量衡臨檢日割ニ関スル文書 其他以上各類ヲ通シテ一時ノ供用ニ止マル		

商 工	会 社	通 信
不用物件処分 県費補助 博覧会共進会品評会ニ関スル重要文書 交通運輸ニ関スル文書 其他一般商工業ニ関スル通牒往復並調報告 度量衡検定成績調及請求書 同製作修復販売額其他調報告 同身元保証證明 同有価証券ニ関スル件 同檢定用器具類領收証送附 製作修復販売額其他調報告 修復用記号及記名印届 同取締ニ関スル件 其他度量衡ニ関スル商工局各郡通牒往復	銀行設立会社定款ニ関スル文書 銀行会社供託物ニ関スル文書 移転解散ニ関スル文書 同營業報告 同不備訂正往復 同役員選舉ニ関スル文書 同登記事項届 銀行予金其他調報告 其他理財局各郡通牒往復文書 停車場設置ニ関スル請願 郵便局寄附物件出願ニ関スル文書 郵便局長任免 郵便貯金取扱比較表 郵便為替貯金事業概況 其他郵便電信電話船舶ニ関スル通牒往復	船鑑札下附ニ関スル文書 船舶異動報告 其他郵便電信電話ニ関スル重要文書
モノ		

類別 國費部 (明治三十二年)	種別 第一 一 種(永久保存)	雜款 以上各類中ニ編入シ得サル文書	
		歲入	歲出
雜國部金庫	物品	歲入 國税外諸收入調定元帳 歲入歳出予算書類(各省令達及賣申書等ニ限ル) 國税外諸收入計算書 同現金出納計算書 同調定額計算書 歲出決算書 同支出計算書 歲入歳出審理書 貸下金令達及引繼書	歲出 國税外諸收入調定元帳 歲入歳出予算書類(各省令達及賣申書等ニ限ル) 國税外諸收入計算書 同現金出納計算書 同調定額計算書 歲出決算書 同支出計算書 歲入歳出審理書 貸下金令達及引繼書
現金出納簿 出納計算書 證明書ニ係ル審理書	物品出納簿 物品出納計算書 物品出納證明ニ係ル審理書 保管ノ有価証券払戻ノ領收証書	物品出納補助簿 物品出納証憑書 物品受払報告書 保管物保管証ノ原符 不用品其他処分決議書	物品出納補助簿 物品出納証憑書 物品受払報告書 保管物保管証ノ原符 不用品其他処分決議書
同上	同上	同上	同上

雜款	物 件	出 納	類別 種別	地 方 費 部 (明治三十二年)		
				第一種(永久保存)	第二種(十年保存)	第三種(一年保存)
重要ノ復命書	県税其他原簿、現金出納簿、県金庫抵当品受払簿、現金券受払簿 県金庫及現金保管人契約書 県税其他決算材料 県金庫現金受払決算書 県經濟ニ属スル諸規程 県歳入歳出ニ関スル重要書類 雜種金ニ関スル重要書類 物品出納計算書 県金庫保証ニ関スル書類 保管有価証券ニ関スル重要書類 県金庫保証ニ関スル書類 保管有価証券ニ関スル重要書類 具有国債証書ニ関スル書類	有価証券出納ニ関スル書類	同上	県税其他收入支出補助簿 県税其他歳入歳出証憑書及計算書類 同上収入未済報告書 各解ニ属スル経費仕払計算書 同上仕払未済報告書 県金庫現金受払仕訳書	第一種、第二種ニ属セサルモノ	同上
○			同上			同上
同 上			同上			同上